令和6年10月

# 令和7年度 税制改正等に関する要望書

一般社団法人 日本加工食品卸協会 会 長 國分 晃

## 1. 消費税関連の課題

## 1) 飲食料品に係る消費税率

現在、原材料の価格上昇や物流コストの増加、経済全体のインフレの進行により、飲食料品の値上げが顕著になっている。このため、すべての飲食料品販売業者並びに消費者の影響を鑑み、生活必需品である飲食料品に係る消費税については、現状の税率を上限としていただきたい。

## 2) インボイス制度

## ①買い手によるインボイスへの追記

インボイス制度では、交付を受けた適格請求書または適格簡易請求書に誤りがあった場合、正しい適格請求書等の再発行が必要とされている。ただし、買い手が誤りを修正した仕入明細書等を作成し、売り手である適格請求書発行事業者の確認を受けた場合には、仕入税額控除が認められる。買い手が受領した適格請求書等に不備があった場合、買い手が都度修正インボイスを作成して確認することは実務上煩雑であり、登録番号の記載漏れのような不備については、売り手の確認を受けずとも買い手によるインボイスへの追記を行うことで仕入税額控除を認めていただきたい。

## ②少額特例に関する適用対象者の拡大と制度の恒久化

インボイス制度では一部を除いて原則全取引にインボイスが必要となる。ただし、営業活動において発生する少額経費については、支払先が適格事業者であるにもかかわらず要件の整った適格請求書等を受領できないケースも多く、会社としての事務負担と金銭的な負担が生じている。したがって、少額取引については企業規模を問わず、適格請求書等の保存がなくとも、帳簿記載のみでかつ恒久的に仕入税額控除の対象としていただきたい。

### ③免税事業者へ支払を行った棚卸資産に係る消費税相当額の取扱い

インボイス制度導入後、経過措置の期間中に免税事業者へ支払いを行った場合には、仕入税額控除を受けることが出来ない本体価額に係る消費税相当額の金額については、法人税法上本体価格に含めて処理することとなっているが、棚卸資産など期末で資産計上するものについては処理が煩雑となる。棚卸資産に係る経過措置に係る消費税相当額においては、通常の控除対象外消費税額と同様に、当該金額を損金経理することで発生した事業年度での損金算入としていただきたい。

### ④適格請求書発行事業者番号検索の利便性の向上

国税庁のホームページにある法人番号公表サイトにおいて、法人番号だけでな

く適格事業者か否か確認できるようシステムを改修していただきたい。

## ⑤卸売業者における空容器の回収に係る消費税等の扱い

卸売業者が免税事業者である小売業者から空容器を仕入れる際、インボイスが発行されないことから、卸売業者において仕入税額控除ができない。空容器の3R(リデュース、リユース、リサイクル)の循環を推進するためにも、免税事業者である小売業者からの空容器の仕入について、「請求書等の交付を受けることが困難な場合」として、政令で措置していただきたい。

## 3) 仕入税額控除の計算方法の変更

現在、仕入税額控除の計算は、「課税売上割合が95%未満」又は「課税売上高が5億円を超える」場合、個別対応方式・一括比例配分方式により計算される。 課税売上割合が95%以上の事業者で、課税売上高が5億円超のものについては、控除対象外消費税は少額となるにも関わらず、課税仕入れを課税売上対応分、非課税売上対応分、共通売上対応分に複数税率で区分する必要があるが、この区分をすることはかなりの事務負担となっている。そのため、「課税売上割合が95%以上」の事業者は「課税売上高が5億円を超える」場合であっても、全額仕入税額控除の対象としていただきたい。

### 4) 消費税の本体価格表示の恒久化

消費税の表示方法については原則総額表示義務となっているが、個人消費について非常に厳しい状況が続く中、本体価格表示(外税表示)を認め、事業者が表示方法を選択できるようにしていただきたい。

## 2. 公平・中立・簡素に照らし合わせた税制の整備

#### 1) 法人税及び消費税

## ①受取配当等の全額益金不算入

受取配当等の益金不算入制度は二重課税排除のために設けられた制度である。 しかし、近年、財源確保の観点から、一定の持株比率の株式等に係る受取配当 等の益金不算入割合が引き下げられており、二重課税排除の趣旨に反してい る。したがって、受取配当等を全額益金不算入としていただきたい。

## ②所得税額控除の元本所有期間の制限を廃止

法人が株式を外部から取得した場合、自己の保有期間以前の期間に対応する配 当等に対する所得税の控除は制限されている。制限を受けた所得税額は、当該 株式の取得者側も譲渡側も控除を受けることができない。このことは、納税者に不利となっている。また、納税者においては所有期間に対応する税額の算定が必要となり、事務負担となっている。したがって、配当等の支払いを受けた 段階で当該株式を保有している法人において、その所得税の全額を控除できるようにしていただきたい。

## ③一括償却資産制度の廃止

法人が減価償却資産を取得した際の取得価額の損金算入基準額は、10万円未満、20万円未満、30万円未満と各基準金額が混在している。昨今の物価高により、企業が取得する減価償却資産の単価は上昇している。インボイス制度の導入により、控除対象外消費税について考慮する必要性から判定に負荷がかかっている。したがって、一括償却資産の損金算入を廃止し、少額の減価償却資産の取得価額の損金算入基準金額の統一化と、基準金額の引き上げを要望する。

## ④電話加入権の損金算入

実質的に市場価値のない電話加入権は全額損金算入可能としていただきたい。

## ⑤欠損金の控除限度額の撤廃・繰越欠損金の控除期間を無制限とすること

我が国では欠損金の繰越控除期間が10年間に制限され、控除限度額は中小法人を除き、所得金額の100分の50相当額とされている。一方、主要先進国においては、当該繰越控除期間は20年ないし制限がない。欠損金の繰越控除は、各事業年度の法人税負担の平準化を図るための制度であり、資本金基準で制限すべきではない。度重なる物価高騰・値上げに対する配慮、さらには国際競争力強化の観点から、中小法人以外の法人においても、所得金額を限度とした欠損金の控除を認めていただきたい。

## ⑥大法人に対する留保金課税の撤廃

現在、中小法人においては、内部留保を充実させるという目的で留保金課税が 撤廃されている。大法人においても内部留保を充実させ、将来の投資に資金を 回すことの方が経済に与える影響も大きいと考える。新型コロナウイルスの影 響による業績の悪化に伴い資本金を1億円以下とし留保金課税の適用対象外と なる大法人も出てきていることから、大法人に対する留保金課税も撤廃してい ただきたい。

## ⑦交際費における接待飲食費の損金不算入制度の緩和

現在交際費課税の特別措置(中小法人以外の法人においては接待飲食費の50%損金算入の特例、中小法人においては800万円の全額損金算入)は時限措置となっている。元来の制度趣旨である飲食店等に対する需要喚起や派生需要による経済活性化等を図るべく、全法人に接待飲食費の100%損金算入を認め、積極的な交際費の使用を促す対応を検討していただきたい。接待飲食費の全額損金算入が難しい場合には、現在時限措置となっている接待飲食費の50%損金算入の特例を本則化していただきたい。

## ⑧貸倒引当金の損金算入

平成24年4月1日以降開始事業年度から中小法人以外の法人において貸倒引当金の損金算入が認められない改正が行われた。債務超過など業績が悪化した取引先に対して金銭債権を有しているときは、中小法人以外の法人においても個別評価金銭債権の貸倒引当金繰入限度額について一定額の損金算入を認めていただきたい。個別評価金銭債権は更生手続き開始の申し立てなどといった法令の整理手続きの開始の申し立てを設定事由としている。不良債権を長期的に損金に算入せずにいることは、企業の財政上も健全ではない。

## 2) 印紙税の廃止

印紙税は契約書等、印紙税法に合致した文書に課税されるものであるが、電子 商取引やペーパーレス化が進展し、令和8年末までには紙の手形小切手も廃止 される中、文書を課税対象とすることに合理性がなく時代に即していない。媒 体によって印紙課税の要否が変わるのは税の公平性に反しており、速やかに廃 止していただくか、課税対象範囲の縮小をしていただきたい。

## 3) 地方税

### ①償却資産税の法人税法との統一化

評価額の最低限度額を取得価額の5%とするのではなく、法人税法上の残存簿 価1円に統一していただきたい。

#### ②法人地方税の申告納付処理の一元化

現在、申告・納税手続きは、国及び個々の自治体ごとに申告書を作成し、納付を行っている。また、修正申告等により還付が発生した場合は、個々の自治体から還付通知が送付され、還付金も個々に入金されている。これを国・自治体で統合し、ワンストップ化を推進していただきたい。

## ③事業所税の廃止

人口30万人以上の都市のみに課税されるのは公平ではない。また、事業所用 家屋に対する課税(資産割)は固定資産税にて、従業者に対する課税(従業者 割)は外形標準課税対象企業における事業税にて納税しており、事業所税とし ての課税は二重課税と考える。加えて、課税対象面積の確認等実務も煩雑であ る。したがって、事業所税は廃止していただきたい。

## ④外形標準課税適用範囲の見直し

外形標準課税は、公益法人等を除く資本の金額または出資金額が1億円を超える法人に対する課税が行われていたが、減資・分社化・持株会社化による資本金の額の操作によって課税対象企業から免れるというケースも存在したことから、税負担の公平性・応益課税としての税の性格の明確化のために令和6年の税制改正が行われている。今回の改正のうち、親会社の資本金等が50億円超の子会社で資本金等が2億円を超える法人が外形標準課税の対象になることは、今回の改正の趣旨とは異なっており、当該規定の撤廃を要望する。

## 4) 申告納税の環境改善および業務効率の改善

申告、納税に係る事務負担の軽減、業務効率の改善を図るため以下の項目を実 現していただきたい。

① e - TAX、e L TAX、多国籍企業情報の報告コーナー (e - TAX) のポータル画面の統合

## ②地方税の書式の統一、eLTAXの対応書類拡大

都道府県、市区町村から郵送される申告書・納付書・通知書といったフォーマットが統一されていない。紙削減の観点から統一フォーマットを総務省のポータルサイト上で開示いただくことを要望する。対応可能な納税者は当サイトより出力して対応することで郵送代の削減と書類整理の簡素化が可能となる。

### ③法人税の電子申告義務化に伴うe-TAX仕様改善

決算書、内訳書、BEPS等データ取り込みエラー表示を明確にしていただき、申告の利便性を高めていただきたい。

#### ④電子機器を用いた柔軟な税務調査の実施

必要に応じてテレビ会議・メール等の電子機器を使用した効率的な税務調査を 実施いただきたい。

## ⑤国税利用者識別番号と地方税 I Dの統一

国税、地方税の電子申告を行う際には、利用者識別番号と地方税 I Dが必要となるが、両番号は取得するためのシステムが異なることから、取得するにあたってはそれぞれのシステムに同じ情報を入力することになり事務負担となっている。そこで、両番号を統合してよりシンプルにしていただきたい。

## ⑥タックスへイブン税制整理にあたっての情報提供

タックスへイブン税制の適用にあたり、諸外国の状況を確認することの事務負担は大きいことから、国税庁ホームページに諸外国の税率一覧表や諸外国での非課税所得の一覧などタックスへイブン税制を整理する際に資する資料を掲載していただきたい。

以上